

本庁専決許可 一新規許可申請を受け付ける漁業一

知事許可漁業の種類	漁業種類	操業区域	漁業時期	推進機関の馬力	船舶の総トン数	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数	漁業を営む者の資格	(参考) 長崎県漁業調整規則第14条第1項第1号に規定する知事が別に定める継続の許可対象の有無	(参考) 長崎県漁業調整規則第14条第1項第4号に規定する知事が別に定める承継の許可対象の有無	漁業法第58条で読み替えて準用する同法第42条第1項に規定する許可又は起業の認可を申請すべき期間	長崎県漁業調整規則第8条第2項に規定する許可又は起業の認可をするかどうかの判断に關し必要と認める書類	漁業法第58条で読み替えて準用する同法第44条第1項に規定する許可等の条件	許可の有効期間
小型いかつり漁業	小型いかつり漁業	長崎県地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	5トン以上30トン未満	1	長崎県佐世保市、平戸市、松浦市、北松浦郡、東彼杵郡に住所を有する者	対象とする	対象とする	令和7年8月18日から令和7年9月18日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本（法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書（小型いかつり用様式） ④漁業許可等の適格性に関する申立書 ⑤集魚灯設備状況報告書 ⑥安定器設備状況報告書 ⑦安定器設備改造証明書（併用型安定器を3kwを超える安定器として使用できないように改造している場合）	別紙1参照	（許可の日）から令和9年11月3日まで
小型いかつり漁業	小型いかつり漁業（県外）	長崎県地先海面	1月1日から12月31日まで	定めなし	5トン以上30トン未満	35	北海道に住所を有する者	対象としない	対象とする	令和7年8月22日から令和7年9月22日まで	①申請理由書 ②申請者の住民票の抄本（法人にあっては、定款及び登記簿抄本） ③事業計画書（小型いかつり用様式） ④漁業許可等の適格性に関する申立書 ⑤集魚灯設備状況報告書 ⑥安定器設備状況報告書 ⑦安定器設備改造証明書（併用型安定器を3kwを超える安定器として使用できないように改造している場合） ⑧漁船原簿謄本（使用する船舶が長崎県知事の漁船登録を受けている場合を除く） ⑨住所の所在する都道府県知事の意見書	別紙2参照	令和7年11月4日から令和8年11月3日まで
						30	青森県に住所を有する者						
						2	岩手県に住所を有する者						
						3	山形県に住所を有する者						
						2	新潟県に住所を有する者						
						1	富山県に住所を有する者						
						4	石川県に住所を有する者						
						8	福井県に住所を有する者						
						5	兵庫県に住所を有する者						
						12	鳥取県に住所を有する者						
						5	島根県に住所を有する者						
						2	山口県に住所を有する者						
						35	福岡県に住所を有する者						
						17	佐賀県に住所を有する者						
						5	熊本県に住所を有する者						
1	鹿児島県に住所を有する者												

〔条件〕

(1) 操業禁止区域、操業禁止期間及び操業禁止対象漁船総トン数は表 1 のとおりとする。ただし、表 2 の左欄に掲げる区域において、それぞれ共同漁業権の関係地区に住所を有する者が、右欄に掲げる期間に、総トン数 10 トン未満の動力漁船を使用して小型いかづり漁業を営む場合を除く。

(表 1)

操業禁止区域		操業禁止期間	操業禁止対象漁船総トン数
対馬海区 (長崎県対馬市の地先海面)	対馬市厳原町豆飯崎灯台から対馬市上対馬町三島灯台に至る対馬島東岸の共同漁業権区域内及びその外郭線から 1 海里以内の海面	3月1日～11月30日	10 トン以上
	上記以外の対馬海区の共同漁業権区域内及びその外郭線から 1 海里以内の海面	5月1日～1月31日	10 トン以上
長崎県北部海区 (佐世保市高後崎から以北の佐世保市、松浦市、平戸市、長崎県北松浦郡及び壱岐市の地先海面)	壱岐市地先海面の共同漁業権区域内及びその外郭線から 1 海里以内の海面(壱岐市郷ノ浦町沖合横瀬、デキ曾根、壱岐市勝本町沖合七里ヶ曾根、壱岐市芦辺町沖合火棚曾根における共同漁業権区域内及びその外郭線から 1 海里以内の海面を除く)	4月1日～11月30日	10 トン以上
	壱岐市地先海面以外の共同漁業権区域内及びその外郭線から 1 海里以内の海面	1月1日～12月31日	5 トン以上
長崎県南部海区 (佐賀県と長崎県諫早市との境から野母崎を経て佐世保市高後崎に至る地先海面(長崎県西海市の地先海面を含む))	共同漁業権区域内及びその外郭線から 1 海里以内の海面	4月1日～12月31日	5 トン以上
五島海区 (長崎県五島市及び長崎県南松浦郡の地先海面)	共同漁業権区域内及びその外郭線から 1 海里以内の海面	1月1日～12月31日	5 トン以上

(表 2)

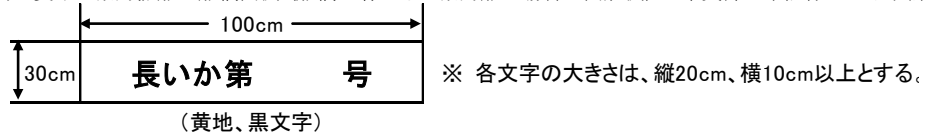
区 域 (共 同 漁 業 権)	期 間
北共第 2 号、北共第 16 号、北共第 24 号、北共第 26 号、北共第 27 号、北共第 28 号、北共第 29 号、北共第 30 号、五共第 17 号、五共第 23 号	1月1日～12月31日
五共第 27 号、五共第 28 号、五共第 30 号	12月1日～2月末日
五共第 24 号	10月1日～4月30日

(2) 次表のとおり集魚灯及び安定器の使用又は設備を制限する。

集魚灯及び安定器の使用又は設備制限区域		集魚灯及び安定器の使用又は設備制限の内容(1 漁船につき)	
対馬海区 (長崎県対馬市の地先海面)	(1) 共同漁業権区域内及びその外郭線から 1 海里以内の海面	電球 1 個の消費電力の最高限度 使用できる電球数の最高限度	3 キロワット 3 個
	(2) (1) の海面を除く最大高潮時海岸線から 12 海里以内の海面	電球 1 個の消費電力の最高限度 使用できる電球数の最高限度	3 キロワット 20 個
長崎県北部海区 (佐世保市高後崎から以北の佐世保市、松浦市、平戸市、長崎県北松浦郡及び壱岐市の地先海面のうち壱岐市の地先海面)	(1) 共同漁業権区域内及びその外郭線から 1 海里以内の海面(壱岐市勝本町沖合七里ヶ曾根(北共第 56 号)の中心から 2 海里以内の海面を除く)	電球 1 個の消費電力の最高限度 使用できる電球数の最高限度	3 キロワット 3 個
	(2) (1) の海面を除く最大高潮時海岸線から 6 海里以内の海面	6月1日～11月30日	電球 1 個の消費電力の最高限度 3 キロワット 使用できる電球数の最高限度 3 個
		12月1日～5月31日	電球 1 個の消費電力の最高限度 3 キロワット 使用できる電球数の最高限度 20 個
	(3) (1) 及び(2)の海面を除く最大高潮時海岸線から 12 海里以内の海面(壱岐市勝本町沖合七里ヶ曾根(北共第 56 号)の中心から 2 海里以内の海面を除く)	6月1日～11月30日	電球 1 個の消費電力の最高限度 3 キロワット 使用できる電球数の最高限度 9 個
		12月1日～5月31日	電球 1 個の消費電力の最高限度 3 キロワット 使用できる電球数の最高限度 20 個
	(4) 壱岐市勝本町沖合七里ヶ曾根(北共第 56 号)の中心から 2 海里以内の海面	6月1日～12月31日	電球 1 個の消費電力の最高限度 3 キロワット 使用できる電球数の最高限度 3 個 白熱灯以外の集魚灯の使用禁止
		1月1日～5月31日	電球 1 個の消費電力の最高限度 3 キロワット 使用できる電球数の最高限度 20 個
上記以外の長崎県北部海区、長崎県南部海区 (佐賀県と長崎県諫早市との境から野母崎を経て佐世保市高後崎に至る地先海面(長崎県西海市の地先海面を含む))	(1) 共同漁業権区域内及びその外郭線から 1 海里以内の海面	消費電力の最高限度 (白熱灯以外の集魚灯を使用する場合)	3 キロワット 1 キロワット
	(2) (1) の海面を除く最大高潮時海岸線から 8 海里以内の海面	消費電力の最高限度 (白熱灯以外の集魚灯を使用する場合)	9 キロワット 3 キロワット
	(3) (1) 及び(2)の海面を除く最大高潮時海岸線から 12 海里以内の海面	消費電力の最高限度 (白熱灯以外の集魚灯を使用する場合)	18 キロワット 6 キロワット
五島海区 (長崎県五島市及び長崎県南松浦郡の地先海面)	(1) 共同漁業権区域内及びその外郭線から 1 海里以内の海面	消費電力の最高限度	3 キロワット
	(2) (1) の海面を除く最大高潮時海岸線から 8 海里以内の海面	消費電力の最高限度	9 キロワット
	(3) (1) 及び(2)の海面を除く最大高潮時海岸線から 12 海里以内の海面	消費電力の最高限度	18 キロワット

最大高潮時海岸線から 1 2 海里以内の海面を除く長崎県海面	電球 1 個の消費電力の最高限度	3 キロワット
	設備できるソケット数の最高限度	5 9 個
	同時に使用できる電球数の最高限度	5 3 個

- (3) 次に掲げる海域において、集魚灯 1 個に用いる安定器は、消費電力の最高限度が 3 キロワット以内の集魚灯に適合したもの以外を使用してはならない。
- ・長崎県の最大高潮時海岸線から 1 2 海里以内を除く長崎県海面
 - ・長崎県対馬市の最大高潮時海岸線から 1 2 海里以内の海面
 - ・長崎県壱岐市の最大高潮時海岸線から 1 2 海里以内の長崎県北部海区（佐世保市高後崎から以北の佐世保市、松浦市、平戸市、長崎県北松浦郡及び壱岐市の地先海面）のうち壱岐市の地先海面
- (4) 水中で使用する集魚灯を使用してはならない。
- (5) 集魚灯にLED灯を使用又は設備する場合の電球数又はソケット数は、使用又は設備するLED灯の最大消費電力（k w）の総和を 3 で除し、得られた数値の小数点以下第 1 位を切り上げた数値とする。
- (6) 許可を受けた動力漁船の船橋両側（船橋を有しない動力船の場合は両舷側）の中央部に下記様式に示す許可番号の標示をしなければならない。



【教示】

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 3 か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記 1 の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記 1 の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して 6 か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して 1 年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。

〔条件〕

(1) 操業禁止区域、操業禁止期間及び操業禁止対象漁船総トン数は表1のとおりとする。

(表1)

操業禁止区域		操業禁止期間	操業禁止対象漁船総トン数
対馬海区 (長崎県対馬市の地先海面)	対馬市厳原町豆酙崎灯台から対馬市上対馬町三島灯台に至る対馬島東岸の共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面	3月1日～11月30日	10トン以上
	上記以外の対馬海区の共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面	5月1日～1月31日	10トン以上
長崎県北部海区 (佐世保市高後崎から以北の佐世保市、松浦市、平戸市、長崎県北松浦郡及び壱岐市の地先海面)	壱岐市地先海面の共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面(壱岐市郷ノ浦町沖合横瀬、デキ曾根、壱岐市勝本町沖合七里ヶ曾根、壱岐市芦辺町沖合火棚曾根における共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面を除く)	4月1日～11月30日	10トン以上
	壱岐市地先海面以外の共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面	1月1日～12月31日	5トン以上
長崎県南部海区 (佐賀県と長崎県諫早市との境から野母崎を経て佐世保市高後崎に至る地先海面(長崎県西海市の地先海面を含む))	共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面	4月1日～12月31日	5トン以上
五島海区 (長崎県五島市及び長崎県南松浦郡の地先海面)	共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面	1月1日～12月31日	5トン以上

(2) 次表のとおり集魚灯及び安定器の使用又は設備を制限する。

集魚灯及び安定器の使用又は設備制限区域		集魚灯及び安定器の使用又は設備制限の内容(1漁船につき)	
対馬海区 (長崎県対馬市の地先海面)	(1) 共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面	電球1個の消費電力の最高限度 使用できる電球数の最高限度	3キロワット 3個
	(2) (1)の海面を除く最大高潮時海岸線から1.2海里以内の海面	電球1個の消費電力の最高限度 使用できる電球数の最高限度	3キロワット 20個
長崎県北部海区 (佐世保市高後崎から以北の佐世保市、松浦市、平戸市、長崎県北松浦郡及び壱岐市の地先海面)のうち壱岐市の地先海面	(1) 共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面(壱岐市勝本町沖合七里ヶ曾根(北共第56号)の中心から2海里以内の海面を除く)	電球1個の消費電力の最高限度 使用できる電球数の最高限度	3キロワット 3個
	(2) (1)の海面を除く最大高潮時海岸線から6海里以内の海面	6月1日～11月30日	電球1個の消費電力の最高限度 3キロワット 使用できる電球数の最高限度 3個
		12月1日～5月31日	電球1個の消費電力の最高限度 3キロワット 使用できる電球数の最高限度 20個
	(3) (1)及び(2)の海面を除く最大高潮時海岸線から1.2海里以内の海面(壱岐市勝本町沖合七里ヶ曾根(北共第56号)の中心から2海里以内の海面を除く)	6月1日～11月30日	電球1個の消費電力の最高限度 3キロワット 使用できる電球数の最高限度 9個
		12月1日～5月31日	電球1個の消費電力の最高限度 3キロワット 使用できる電球数の最高限度 20個
	(4) 壱岐市勝本町沖合七里ヶ曾根(北共第56号)の中心から2海里以内の海面	6月1日～12月31日	電球1個の消費電力の最高限度 3キロワット 使用できる電球数の最高限度 3個 白熱灯以外の集魚灯の使用禁止
		1月1日～5月31日	電球1個の消費電力の最高限度 3キロワット 使用できる電球数の最高限度 20個
上記以外の長崎県北部海区、長崎県南部海区 (佐賀県と長崎県諫早市との境から野母崎を経て佐世保市高後崎に至る地先海面(長崎県西海市の地先海面を含む))	(1) 共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面	消費電力の最高限度 (白熱灯以外の集魚灯を使用する場合)	3キロワット 1キロワット
	(2) (1)の海面を除く最大高潮時海岸線から8海里以内の海面	消費電力の最高限度 (白熱灯以外の集魚灯を使用する場合)	9キロワット 3キロワット
	(3) (1)及び(2)の海面を除く最大高潮時海岸線から1.2海里以内の海面	消費電力の最高限度 (白熱灯以外の集魚灯を使用する場合)	18キロワット 6キロワット
五島海区 (長崎県五島市及び長崎県南松浦郡の地先海面)	(1) 共同漁業権区域内及びその外郭線から1海里以内の海面	消費電力の最高限度	3キロワット
	(2) (1)の海面を除く最大高潮時海岸線から8海里以内の海面	消費電力の最高限度	9キロワット
	(3) (1)及び(2)の海面を除く最大高潮時海岸線から1.2海里以内の海面	消費電力の最高限度	18キロワット
最大高潮時海岸線から1.2海里以内の海面を除く長崎県海面		電球1個の消費電力の最高限度 設備できるソケット数の最高限度 同時に使用できる電球数の最高限度	3キロワット 59個 53個

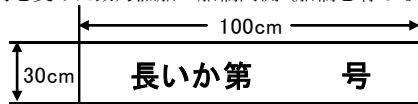
(3) 次に掲げる海域において、集魚灯1個に用いる安定器は、消費電力の最高限度が3キロワット以内の集魚灯に適合したもの以外を使用してはならない。

- ・長崎県の最大高潮時海岸線から1.2海里以内を除く長崎県海面
- ・長崎県対馬市の最大高潮時海岸線から1.2海里以内の海面
- ・長崎県壱岐市の最大高潮時海岸線から1.2海里以内の長崎県北部海区(佐世保市高後崎から以北の佐世保市、松浦市、平戸市、長崎県北松浦郡及び壱岐市の地先海面)のうち壱岐市の地先海面

(4) 水中で使用する集魚灯を使用してはならない。

(5) 集魚灯にLED灯を使用又は設備する場合の電球数又はソケット数は、使用又は設備するLED灯の最大消費電力(kw)の総和を3で除し、得られた数値の小数点以下第1位を切り上げた数値とする。

(6) 許可を受けた動力漁船の船橋両側（船橋を有しない動力船の場合は両舷側）の中央部に下記様式に示す許可番号の標示をしなければならない。



※ 各文字の大きさは、縦20cm、横10cm以上とする。

(黄地、黒文字)

(7) 陸揚港の制限

次の漁獲物陸揚港以外の地に、当該漁業の漁獲物を陸揚げしてはならない。ただし、暴風雨その他やむを得ない事由がある場合はこの限りではない。なお、福岡県又は佐賀県に住所又は主たる事業所を有する者がその住所地を管轄する県内に陸揚げする場合は、この規定を適用しない。

1. _____

2. _____

3. _____

下線部については、福岡県・佐賀県向け許可証にのみ記載する（他道県許可証からは削除）。

【教示】

- 1 この処分について不服がある場合は、この処分があったことを知った日の翌日から起算して3か月以内に、農林水産大臣に対して審査請求をすることができます。
- 2 この処分については、上記1の審査請求のほか、この処分があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に、長崎県を被告として（訴訟において長崎県を代表する者は長崎県知事となります。）、処分の取消しの訴えを提起することができます。なお、上記1の審査請求をした場合には、処分の取消しの訴えは、その審査請求に対する裁決があったことを知った日の翌日から起算して6か月以内に提起することができます。
- 3 ただし、上記の期間が経過する前に、この処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した場合は、審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することができなくなります。なお、正当な理由があるときは、上記の期間やこの処分（審査請求をした場合には、その審査請求に対する裁決）があった日の翌日から起算して1年を経過した後であっても審査請求をすることや処分の取消しの訴えを提起することが認められる場合があります。